

令和8年度から手数料の徴収を開始します

農地中間管理事業は、受け手農家の皆様に代わり農地の賃料を計算して徴収し、出し手の皆様へ期限内に全額お支払いしてきましたが、事業開始以来、継続的に事務経費等の不足が発生しており、事業運営に重大な影響を及ぼしています。

今後とも、皆様に持続的かつ安定的に利用していただけるよう、経費の一部について、手数料の形でご負担をお願いすることとなりました。

ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

●手数料の概要

賃貸借契約により農地を転貸する場合に、出し手、受け手農家のそれぞれの利用者から、毎年手数料のご負担をお願いします。

なお、使用貸借契約についての手数は、いたしません。

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率
出し手 (地主)	令和8年4月以降に公告となる ・新規契約 ・更新契約 ※令和8年3月までに公告となる契約は対象外です	毎年12月に賃料をお支払いする際、 <u>手数料を差し引</u> かせていただきます	1.0%
受け手農家 (耕作者)		毎年11月に賃料を請求する際、 <u>手数料を上乗</u> せさせていただきます	

●手数料のイメージ

【例】賃料が年間1万円の場合（手数料（1%）100円）

